

1. 受信料裁判

(1) 「放送受信料請求事件」(原告 NHK、被告 宮内正厳)

9月23日の奈良地裁の「受信料支払いの義務を負う」との判決(敗訴)を受け、宮内さんは、未払受信料(48,378円)をNHKに支払いました。弁護団は、NHKに対し判決の金員を支払ったので、裁判を取下げよう要請しました。

NHKからの返事が遅れる(or返事がない)ことを想定し、10月7日が大阪高裁への控訴期限ですので、金員支払済みの事態のもと、控訴しました。大阪高裁での審理は、1回で結審する予定です。既に、弁済しているので請求棄却となり、裁判の取下げが確定します。これにより、裁判の事実は、残りますが、判例等公式の裁判例としては、残らなくなります。

多くの方々の暖かいご支援により、裁判を闘ってきましたが、上記の内容で決着いたします。3月以降のこの半年間、裁判傍聴、署名活動、資金カンパとお世話になり心から感謝申し上げます。

なお、本事件担当の森川さつき裁判官には、その訴訟指揮、判決についての抗議文書を「NHK問題を考える奈良の会」世話人連名で、配達証明つきで郵送しました。

(2) 「放送法遵守義務確認等請求事件」(原告 宮内正厳、被告 NHK)

公共放送としてのNHKの現状を、放送法の原点から問いただしていく「放送法遵守義務確認等請求」をNHKを相手に宮内さんが原告となって追及する新訴訟を7月21日、奈良地裁に提訴しました。この場で、本格的な主張立証を展開して参ります。上記(1)で無視された報道の自由と公正を求める画期的な裁判です。

第1回口頭弁論が、10月27日(木)13時30分より、奈良地裁(101号法廷傍聴席70席)で行われます。裁判終了後、14時より、県文化会館で報告会及び受信料裁判に関する講演会(講師 阪口徳雄弁護士)を開催します。数多くの方々の参加をお願いいたします。(案内チラシ 別添)。

2. 新しい裁判への支援

新たな裁判を支援するため「NHK受信料裁判への第2次カンパのお願い」を行っています。多くのご支援をいただき、現在の実績は、80万円で、目標(50万円~100万円)の下限は超えましたが、上限にはまだまだです。弁護士費用に加え、証人喚問や専門家(民法の契約)の意見聴取など弁論を充実させるための費用の確保です。引き続きのご支援をお願い申し上げます。

郵貯銀行への振込み

①振込者が郵貯口座を持っている場合 (口座間振込につき振込料金不要)

記号入力 009905

番号入力 331216

②振込者が郵貯口座を持っていない場合(振込料金ご負担)

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称(漢字) NHK問題を考える奈良の会

以上